

倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース第6号

2018年9月12日発行

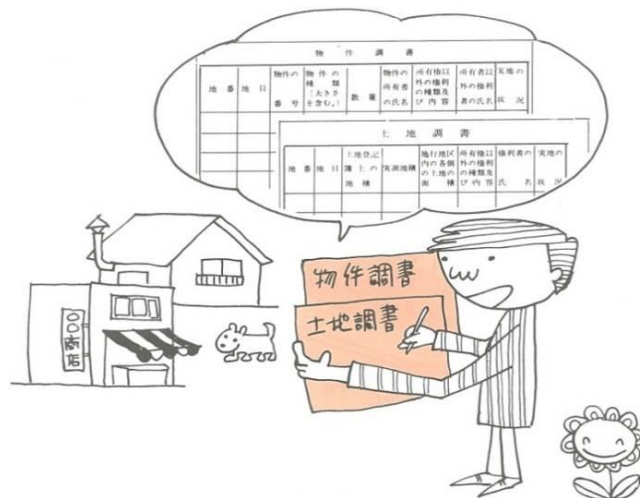
発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

土地調書・物件調書 の作成にご協力をお願いします！！

再開発ニュース第5号でもご案内いたしましたが、当組合は、権利変換計画の作成にあたり、権利者の従前資産を正確に把握し、確定するため、地区内の全ての土地及び建物等について各権利者の確認を得た上で**土地調書**、**物件調書**を作成しています。この書類は、権利変換計画を作成するときの基準になりますので、内容の確認と署名押印の手続きにご協力をお願いします。

注1) 土地・物件調書に記載された事項については、異議を述べておかない限り、真実の状態を示したものであるとされる効果が与えられます。

注2) 相続が発生しているものの相続登記が完了しておられない方は、早急に、変更登記、相続登記をお願いします。また、調書には氏名及び住所を記載しますので、移転等により、現住所が変更となっておられる方は、組合までご連絡下さい。



標準借地権割合について

当組合では、施行区域内に借地契約を締結されている方を対象に、8月末日を期限として、「借地権割合合意書」の提出をお願いしておりました。期限までに、当事者の合意に基づく借地権割合の申し出がなかった場合につきましては、組合が専門家に委託して定める割合（標準借地権割合）で、借地権の価額を算定することになりますので、その旨を記した通知文書を該当者に送付させていただきました。なお、標準借地権割合は当事者間で合意が成立しない場合に採用するもので、権利変換計画の総会（平成31年1月開催予定）までに当事者間の合意がなされた場合は、その合意割合を尊重しますので、ご連絡下さい。

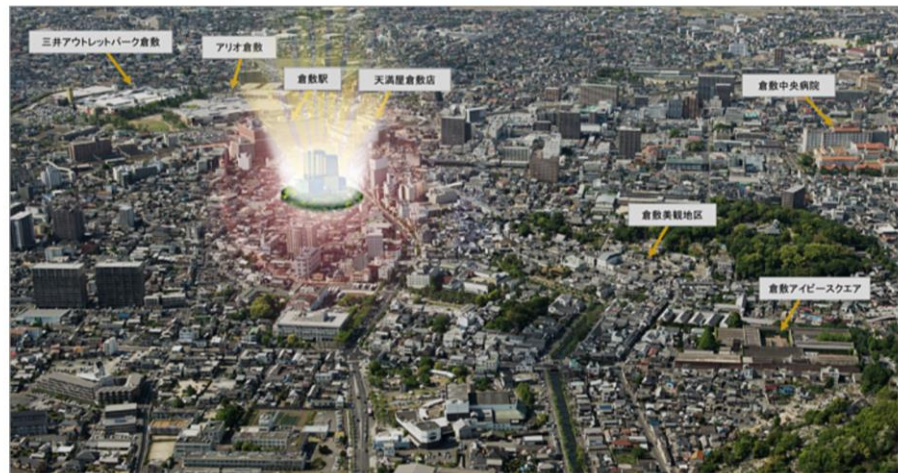
ホームページを開設しました！

当組合では、倉敷市阿知3丁目東地区第一種市街地再開発事業のホームページを開設しました。当ホームページでは、事業の進捗に併せて、皆様に各種お知らせ事項や再開発ニュース等をお知らせしていく予定です。なお、当ホームページには、以下に示すQRコード、URLで検索いただければ、すぐにアクセスすることが可能ですので、ぜひご覧ください。

倉敷市阿知3丁目東地区
第一種市街地再開発事業

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

トップ	Top
お知らせ	News
ご挨拶	Greeting
事業概要	Outline
地区現状	Condition
個人情報の取扱い	Privacy
お問合せ	Inquiry



暮らし・仕事・出会いなど人・情報が交わる「まちつむぐ、倉敷阿知」へ

図.ホームページトップ画面



←ホームページ QR コード
↓ホームページ URL

<http://www.kurashiki-achi3.jp/>



お困りの際はご相談下さい

組合事務所には、常に事務局員が待機しております。今後、権利変換計画作成に向けて、権利者の皆様方とも密に協議をさせていただくこととなりますので、ご不明な点や、ご心配に思うこと等がございましたら、倉敷市もしくは組合までいつでもご相談ください。

【問合せ先】 倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

倉敷市建設局まちづくり部倉敷市市街地開発課

住所：倉敷市西中新田640番地

TEL 086-426-3505